

河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法

第58条の8 （河川協力団体の指定）

第58条の9 （河川協力団体の業務）

第58条の10 （監督等）

第58条の11 （情報の提供等）

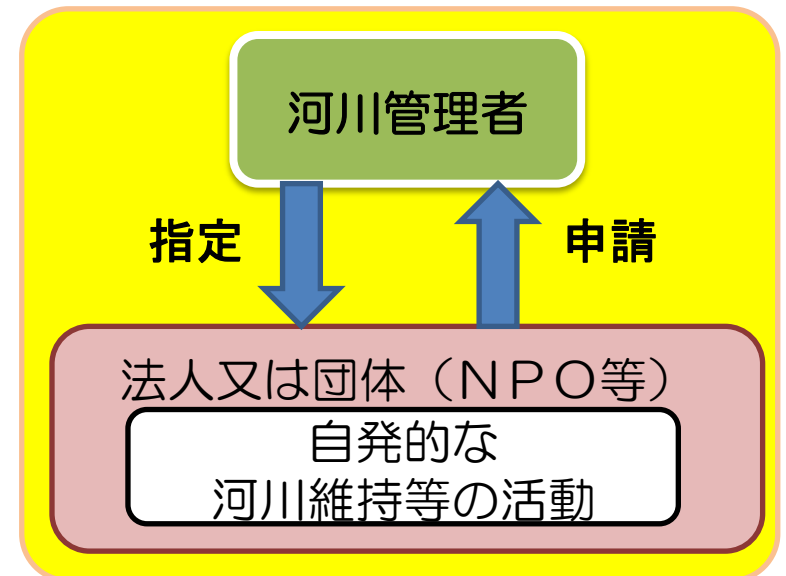
第58条の12 （河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。

◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆**法律上に規定**されている河川協力団体として指定されることになります。

◆河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に**行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。

河川法

第58条の10 監督等

河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告させることができる。
（以下、省略）

第58条の11 情報提供等

国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。



■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法

第58条の12

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)